

越谷市脱炭素コンソーシアム設立支援業務委託仕様書

1. 件名 越谷市脱炭素コンソーシアム設立支援業務委託

2. 場所 環境政策課

3. 業務目的

越谷市（以下、「本市」という。）は、全国の自治体に先駆けて、昭和58年（1983年）に環境管理計画を策定し、環境施策に先導的に取り組んできた。脱炭素社会の構築においては、令和3年（2021年）4月26日に、近隣市町（草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）とともに、「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指している。さらに、令和5年（2023年）2月に、現行の環境管理計画の一部を改定し、市域からの温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030年度）末までに、平成25年度比（2013年度比）で、26%削減から46%以上削減へ見直したところである。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標を達成しゼロカーボンシティを実現していくため、これまでも公産学などの様々なステークホルダーと、それぞれ個別に検討を重ねてきた。この取り組みをさらに推進していくためには、それらの力を結集させて組織的に取り組む必要がある。さらに、本市の潜在的な再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにし、前述のステークホルダーとともに、地域循環型の事業スキームを構築していかなければならない。

本業務委託（以下、「業務」という。）では、公産学などの様々なステークホルダーの力を結集させるためのコンソーシアムの設立の支援を行うことを目的とする。

なお、業務にあたっては、現行の越谷市環境管理計画やこれまでの検討資料の内容を十分に把握するとともに、SDGsの基本理念に基づき様々な地域課題の同時解決を目指すことを念頭に業務を行うこととする。

4. 業務期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

5. 業務内容

（1）実施計画書の作成

受注者は本仕様書の業務内容について、次に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出して承認を得る。

- ①業務スケジュール（打合せ計画を含む）
- ②業務実施体制（統括責任者、各業務責任者、各業務従事者等の組織、役割、連絡先を示すもの）
- ③その他、事業実施に必要な項目

(2) 事務局の設置

- ①業務の事務局を開設し、業務の統括責任者を選任するとともに、業務内容に応じた十分な人員を配置すること。
- ②業務全体のスケジュールを把握し、適切に進捗管理を行うこと。
- ③発注者、関係機関等との連絡調整を行うこと。

(3) (仮) こしがや脱炭素コンソーシアムの設立支援

①実施スキームの検討

国や県の動向の整理及び参考となる類似事例の分析を行いながら、本市に最適な実施スキームを検討し、設立手順や運営方法などを提案する。なお、コンソーシアムの構成については、市内で活動を行う事業者や学識経験者などを想定しているが、それ以外の提案を妨げるものではない。

②規約案の作成

発注者、関係機関等と協議のうえ、規約案を作成する。

③事業説明資料の作成

コンソーシアム事業のイメージを視覚的にわかりやすく伝えるためのパンフレット（A 3カラー1頁）等を電子データで作成する。

(4) (仮) こしがや脱炭素コンソーシアムに係る各種会議の運営支援

設立検討会議及び設立総会並びに定例会議への出席、および資料作成、説明補助、議事録作成等の運営補助を行う。なお、各種会議の会場については、発注者にて準備する。

① 各種会議開催のための連絡調整

- ・発注者、関係機関等と協議のうえ、設立検討会議3回程度、設立総会1回、設立後の定例会議1回程度の日時等を設定する。
- ・その他会議の準備のため発注者との打合せを実施する。

② 会議の資料作成・説明補助

- ・次の(5)のとおり検討資料等を作成するとともに、説明補助を行う。

③ 議事録作成

- ・会議の議事録（議事概要）を作成する。

(5) (仮) こしがや脱炭素コンソーシアムに係る各種会議の資料作成等

公産学などの様々なステークホルダーの力を結集させたコンソーシアムにおいて、地域資源の地産地消・地域循環型モデルの構築を検討するため、次の事項を参考に情報の収集及び現状把握を行い、検討資料等を作成する。なお、検討資料の作成にあたり、次の①～⑤以外の提案を妨げるものではない。

①国や県、他自治体等の政策動向の情報収集及び整理

地域での脱炭素化の取組を推進するための施策等について、国や県、他自治体等の動向に係る情報収集及び整理を行う。

②市域の基礎情報の整理及び現状把握

本市の区域内の温室効果ガス排出量の推移や再生可能エネルギーの導入状況、温室効果ガス削減のための取組等に関する基礎情報の整理及び現状把握を行う。

③SDGsの基本理念に基づき、同時解決につながる地域課題の整理

地域循環型の事業によって同時解決につなげることができる地域課題について整理し、課題も含めその可能性を検討する。

④将来的な再生可能エネルギーの推計及び導入可能量の試算

再エネ情報提供システムや本市の統計資料等を用いて本市の将来的な再生可能エネルギーを推計するとともに、支障の有無等を踏まえて実際に導入可能な量がどの程度あるかを、再生可能エネルギーの種類ごとに試算する。

⑤温室効果ガス排出量の主な削減対策の整理と削減量及び事業費の推計

越谷市環境管理計画との整合の確認や進捗管理の参考とするため、現状のままの場合、地域循環型の事業を実施した場合などを想定し、令和12年度（2030年度）時点での温室効果ガス排出量の見込みや、主な削減対策による削減量と事業費を推計する。

(6) 地域脱炭素の推進に向けた機運の醸成支援

①対外向け啓発資料の作成

一般市民や企業を対象とした、地球温暖化対策の必要性や省エネの取組事例などを広く紹介するパンフレット（A4カラー4頁）を電子データで作成する。

②職員向け勉強会の実施

本市の施設所管課を中心とする職員を対象とした勉強会を開催し、地域脱炭素の推進に向けた機運を醸成する。なお、勉強会の会場については、発注者にて準備する。

- ・勉強会へ出席し、運営支援を行う。（1回開催予定）
- ・必要な資料等を作成するとともに説明補助を行う。

6. 報告書の提出

提出する報告書は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 会議議事録（都度）
- (2) 業務報告書（年度末）
- (3) (仮) こしがや脱炭素コンソーシアムにかかる諸資料
- (4) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で発注者が必要と認

める資料

7. 予算限度額 7,000,000円以下
8. 発注者から貸与するデータ等
 - (1) 受託者は、本件委託に関し発注者から貸与されたデータ等を業務の実施以外の目的に使用してはならない。また、これらを第三者に提供または譲渡、売却してはならない。
 - (2) 受託者は、業務の終了後直ちに、発注者から貸与されたデータ等を発注者に返還し、業務の実施にあたって作成したコピーを廃棄するとともに、成果物の提出にあたって、返還・廃棄報告書を発注者に提出するものとする。
9. その他
 - (1) 本業務で作成した資料、パンフレット等の著作物に係る一切の権利は発注者に帰属するものとする。
 - (2) 受注者は業務の実施において知り得た情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、業務が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - (3) 業務の終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかに訂正しなければならない。
 - (4) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は発注者、受注者が協議して決定するものとする。
 - (5) 事故、災害などの緊急事態が発生した場合、受注者は迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。

担当課：越谷市環境経済部環境政策課

TEL 048-963-9183

FAX 048-963-9175

E-mail kankyo@city.koshigaya.lg.jp